

会 議 録

1 会議名

令和4年度第4回北諏訪区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【諮問事項】

- ・新市建設計画の変更について（公開）

【報告事項】

- ・地域協議会会長会議について（公開）

【協議事項】

- ・地域活性化の方向性について（公開）

3 開催日時

令和4年9月8日（木）午後6時30分から午後7時52分

4 開催場所

上越市立北諏訪地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員： 白木朝雄（会長）、高橋和彦（副会長）、大館崇雄、澤海雄一、高橋礼子、松矢 茂、室岡由美子（欠席者4名）
- ・事務局： 北部まちづくりセンター：中村センター長、小川係長、千田主任

8 発言の内容

【中村センター長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【白木会長】

- ・挨拶

- ・会議録の確認：高橋副会長、高橋礼子委員に依頼

議題【諮問事項】新市建設計画の変更について、事務局へ説明を求める。

【小川係長】

本日は、8月9日付けで、「諮問第11号 新市建設計画の変更について」が諮問されたことからご審議いただきたい。諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、区域の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を求めるものである。住民の生活にどのような影響があるかという観点で審議をお願いしたい。

変更の内容が計画期間の変更やデータの時点修正など軽微であることから、担当課である企画政策課に代わり、事務局から説明する。

【中村センター長】

- ・資料No.1「新市建設計画の変更について（諮問）」、参考資料1「新市建設計画の変更について」に基づき説明

【白木会長】

説明に対し、質疑を求める。

【澤海委員】

諮問ということだが、主に提案されているのは期間延長ということだけで、その延長された中で合併特例債の財源の裏付けとして数字を直しているだけということだろうと思う。例えば、先ほど言われたような事業について、今後示されるのだと思うが、市長が代わったから突然こうしたのか、それとも前市長の時にはどういう予定でいたのか。

【中村センター長】

言われたとおり、この計画が今年度で最終年度になるので、合併特例債を活用するために延長するというのが趣旨である。内容としては、担当課の方で県との協議の中で、他にも変更する数字や文言もあるが、将来的に影響のあるデータのみ修正で構わないということで、この内容で進めているということである。

前市長の時から政策とどうなのかということは、もちろん、人口は想定よりも落ちているし、それに合わせた今の推計の形で変更案を作成していると聞いている。

【松矢委員】

特例債としてあと75億円残っていて、そのうちの7割が国の負担ということになるのか。

【中村センター長】

国から7割が交付税として戻ってくるということである。実質、市の3割負担で事業ができるということ、そのために新市建設計画の期間を延長して、事業を執行していくという形になる。

【松矢委員】

まだそのぐらい使えるから、借金しても事業をするというふうに聞こえるが、今市の財政がどうかというと、あまりよくないと思う。その中でさらにまた、借金を作るようなことを言っているが、本当にそれでいいのか、その辺が我々にはわからない。

【中村センター長】

担当としては、必要最低限というか、必要不可欠なものから、確実に実施していきたいと考えており、新斎場や地域医療センター病院を計画していると聞いている。

【白木会長】

Ⅲの新市建設計画の基本方針で、新旧対照表に「14市町村の人口は現在21万人を超える規模に達しています」とあるが、文章がおかしい。今は、21万人いない。これは、合併当初の話か。

【中村センター長】

項目や前後の記述がはっきりしないが、会長の言われるとおり、合併時点に足元を置いている記述だと思われる。

【白木会長】

他に質疑を求めるがなし。

それでは、「諮問第11号 新市建設計画の変更について」は、諮問のとおり地域住民の生活に支障がないものと認めるとしてもよろしいか。

支障ないものとして認める方に挙手を求める。

(全員挙手)

それでは、新市建設計画の変更についての諮問は、支障がないということで決定する。

以上で、「新市建設計画の変更について」の審議を終了とする。

次に【報告事項】地域協議会会長会議について、事務局へ説明を求める。

【中村センター長】

- ・資料No.2「地域協議会会長会議 次第」及び「『(仮称)地域独自の予算』の概要(案)」に基づき説明

説明した内容は案の段階で、確定したものではなく、会長会議等での意見を踏まえ、

今後も確定に向けて検討を進める予定である。北部まちづくりセンターでは、地域団体に向けた「地域独自の予算（案）概要説明会」を9月9日（金）及び10日（土）で開催する。

【白木会長】

非常にわかりづらい。そして、地域協議会が提案書を作って提案するという部分のややこしさ、煩わしさがあるという意見が、どこの会長からも出ていた。これまでの地域活動支援事業のように、金額を示していただいた方が活動しやすいという意見もあった。それはそれとして、今回は市の提案ということで、我々が行政に対してきちんと協力していかななくてはならないという認識は持っている。ただ、もう少しわかりやすく、誰にでもわかるように話をしていただければよかった。北諏訪区も中川市長から来ていただいて、いろいろとコミュニケーションをとればよかったが、13区に足を運んで概要の説明をしているそうである。北諏訪は北諏訪として、あるべき形で活動していければと思うので、事務局もご協力いただけるとありがたい。

【中村センター長】

少し補足をさせていただくと、資料の中で、地域協議会が提案すると言っているが、実施団体ではないので、実際に提案するのは難しいし、どちらかというところ、こういう団体にこういうことを実施してもらった方がいいのではという「発意」に近いと思っている。具体的に言うと、地域の相談役というのが地域協議会の役割だと思っているので、団体の活動をもう少しこうやった方がいいのではとか、こういう団体とも協力した方がいいのではというような役割を果たしていただければと思っている。

【白木会長】

報告に対し意見、質疑を求める。

【室岡委員】

地域独自の予算は、今までの地域活動支援事業に代わるようなものだというイメージがある。地域活動支援事業では、携わっている方の人件費は含まれなかったが、地域独自の予算の中では、人件費はどうなるか。先ほどの説明で地域の人材という言葉も出ていたし、実際に活動する方たちのそういう経費は必要だと思うが、含まれるのか。

【中村センター長】

正直その辺は、はっきりしないところもあるが、今まで地域活動支援事業で認められなかった経費なので、おそらくこの地域独自の予算でも認められないということになる

うかと思う。ただ、視点としては、誰が実施するのかというところで、団体の方で実施するので、その団体の人件費というのは厳しいかと思う。

【大館委員】

2点お聞きしたい。

団体という言葉でひとくくりになっているが、北諏訪では、地区全体でまちづくり振興会があり、他にも、地域交流応援隊、バレーボールや野球の団体からの提案があった。団体への説明会は、これまで提案があった団体全てに案内を出しているのかどうか。そして、その団体がそれぞれ個々に提案を出していくかということが1点目。

2点目は、予算を出して次の4月からの取組なので、例えば、北諏訪まちづくり振興会で言うと、今はコロナ禍で実施していないが、まつりっちのような祭りで数十万円の予算でアトラクションを呼ぶ計画を前年度に立てることになる。しかし、コロナで実施できなかった場合に、その数十万円は後で返せばいいのか。前年度に計画を立てて、4月からの執行という形になっているので、その点をお聞きしたい。

【中村センター長】

1点目、北諏訪区においても、令和元年度から4年度までに採択された団体に、説明会の案内をしている。また、これまで団体の要件としては概ね5人以上ということで、通常考えられる団体として、会長、副会長、会計監査を含め5人ぐらいいないと団体としての機能はないのではと考えている。この地域独自の予算では、今のところ5人という制限は聞いてないが、これまでどおり、団体を運営していくという意味では構成員は5人以上かと思っている。ただ、言葉になっているのは、事業を実施できる規模であればいいということなので、必ずしも5人でなくても認められるのかと考えている。

また、予算が通ったとして、2月末ぐらいに、議会に予算案を提案するが、それが予算の最終案という形になる。団体には、どのタイミングでどの情報を伝えるかは検討中だが、それよりも前に、こういう形で最終案が通ったということを伝え、4月の間際になって、この団体のこの活動は予算がありませんということのないようにしていきたいと思っている。

ただ、予算の期間は4月から翌年3月までなので、予算があったとしても4月に入ってから補助金の交付申請という手続きが必要であり、申請までにコロナ禍などの状況で実施できないということであれば、補助金交付を申請しないことになる。そこで補助金申請しないからといって、特別ペナルティがあるわけではない。逆に、補助金を交付申

請して、交付決定を受けた後に中止になった場合は、変更申請などの手続きがあるので、それらについては市としてサポートしてまいりたいと考えている。

【高橋副会長】

大館委員の質問と関連してお聞きしたい。地域の団体というと、思い浮かぶのは、過去4年間で地域活動支援事業に提案して採択された団体である。そういった団体に、理解してもらわないと、前に進んでいく感じがしない。私たちは、今こうやって資料をいただいて説明を受けているからわかるが、本当にやる気になるのは、私たちではなく地域の団体である。新たな団体、ウクレレの団体のように、新たに提案して、新しいことをやりたいと考えている方に伝わりにくいと思うので、上手に周知できる方法はないのかと思う。

また、その団体に所属している一個人がすごくいい意見持っていて、その代表や役員の方でだけで留めておいてしまうと、出てくる提案がマンネリ化していたりする。新しいものがなかなか出てこないのも、その辺をうまく周知する方法について、ヒントをいただければと思う。地域の団体と言ってしまうと、余りにもぼんやりしていて、掴めない。

【中村センター長】

まず、先ほど申し上げたとおり、明日、明後日の説明会に、令和元年度から4年度までに採択された団体にはご案内しているところであり、そこでも同じようにこの資料を使いながら説明させていただく。その団体が、また新たな取組を提案することも可能である。

それとあわせて周知については、少し足りない部分はあるが、市のホームページに掲載している。令和5年度については、これまで、地域の活動を支援する方策がどうなるか、穴が空いてしまうのではないかと事務局として心配していた。少なくとも、これまで地域活動支援事業に採択されてきた団体の活動を止めてはいけないということが第一だったので、それらだけではないが、それを中心として令和5年度は予算編成していくのかなということ、過渡的な予算になっていく部分は少しやむを得ない部分もある。今ほど申し上げたとおり、ホームページ等いろいろなところで周知できればと思っている。

また、新規の取組について、アドバイスという言葉もあったが、北諏訪区の地域協議会委員は11人いらっしゃるの、こういうことで困っていると、逆にこういうこと

を伸ばしていけたらいいねというところの、アイデアの芽をうまくキャッチして、この場で話したり、団体に困っていることを聞いてみたりということをしていただければと思っている。北諏訪区だけでなく、人口もこのままいけばだんだん先細り、団体の活動も、高齢化という意味では、高橋副会長が言われたとおり新規の団体や新規の活動を育てていかないと先細りになってしまうのはわかっているので、新しい取組やその芽を、地域の相談役として一緒に育てていただければと思っている。事務局も、なるべく地域には顔を出させてあげたいと思っていおり、お手伝いできればと思っている。

【松矢委員】

新しい制度に変わり、対象としない取組の中にある、単なる備品の購入は、今回対象にならないとある。今までの地域活動支援事業の採択事業を見ると、大半がそういった、例えば、ボールを買うとか、ユニフォームを変えるといった事業が多かったが、今後は、対象にならないと考えるべきか。

【中村センター長】

スポーツクラブのユニフォームは、例えば、ユニフォームで地域をアピールするという、どちらかというと備品に後付け的なソフトという理由で、地域協議会から採択していただいたという面もある。今後は、市で審査しなければならないので、まず、地域の活動としてソフトに必要な備品は認めるということで、単なる備品の購入は対象としない。そういう意味では、ユニフォームも活動する上で必要だろうということになるが、練習着などの意味もあり、受益が着用する人に留まるので、ユニフォームは今のところ対象外である。

その他の備品については、地域活動に必要な物であるとか、位置付けや役割を明確にできれば、必ず駄目とは聞いていないので、相談させていただければと思っている。

【白木会長】

その線引きは市でジャッジするのか。

【中村センター長】

例えば、部活動の楽器は、ある区では認めているが、備品だからということで認めていない区もあるというところの差が、今回の地域活動支援事業が終了になった理由の一つでもある。楽器は、部活動だけのための楽器では駄目だということになるが、例えば地域のために活用がみなされる楽器であれば、認めなくはないのではないかとということで、活動を見てということになるので、なかなか一律に決められない。

【澤海委員】

明日、明後日の団体向けの案内は私もいただいたので、出たいと思っている。4ページに渡っているいろいろ書いてあるが、わからないことばかりである。

例えば、3ページ(2)の①に上限額とあるが、地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、補助率の上限を10分の7とするとある。つまり、今まで地域活動支援事業は、北諏訪区だと大体10分の10が認められたが、今後は10分の3については自主財源を用意しないといけないことになる。地域活動支援事業では、人件費が認められていなかったのに、さらに負担が増えることで、手を挙げるのが非常に難しくなってくるという感じがする。

それは、また今後の市でも議論が重ねられて、我々にもわかるように説明があると思うが、その下の図の、地域を元気にするために必要な提案事業や意見書については、今月末までに意見がまとまった取組を取り上げるという形である。地域活動支援事業について、令和5年以降も継続していく取組については、令和5年度については、一応、考慮に入れて、令和6年度以降は、10分の1ずつ下がると。その審査も市が行うので、まさに市の予算編成になる。それでなくても13区と15区で、28区が置かれている立場が、元々平等ではないので、その辺がどうなっていくのか、非常に心配なところでもある。

北諏訪まちづくり振興会に当てはめて質問させていただくと、例えば、まつりっちのような、地域を元気にする、あるいは暮らしやすさにつながる事業だと思うが、令和元年から4年度の間は、一度も申請していないのではないかと。

【高橋副会長】

令和元年度に実施している。説明会の案内が届いていると思う。

【澤海委員】

エントリー団体としてTMTなのか、北諏訪まちづくり振興会の中の健康スポーツ部会の話になるのか、調整する時間が全然ない。他の事業についても同様に、スポーツなど小さな団体がいろいろあるが、地域で申請しやすく、まとめやすくしようということも一つの目的で、まちづくり振興会ができています。時間のなかで、なかなか協議する時間がないので、この市の予算編成の予定に合わせながら、提案を上げていくのは非常に困難だと感じる。説明会で他の団体の方々の質問も聞きながら考えたいと思う。

また、4ページの②の最初の○に「地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等

が実施主体となる場合」とあるが、例えば、地域の団体が提案し、北部まちづくりセンターが主体となるようなこともあり得るのか。

【中村センター長】

例えば、地域でこういう講演会をやりたいと言った場合に、市でやるべき事業だと判断すれば、講師謝金を報償費の費目で計上し、団体の方でやられるということであれば補助金で計上するという形になる。

【澤海委員】

なぜこのようなことを言うかということ、まさに我々のところは事務局がない弱小な組織なので、実際にまちづくりセンターや総合事務所が主体になってもらえれば、計画案の作成などを主体的に実行してもらえることは、地域の団体にとってはありがたいことだと思った。13区の総合事務所はできると思うが、まちづくりセンターが、どの程度まで相談に乗り、または主体的に関わっていただけるのかということが気になった。

【中村センター長】

順不同になるかもしれないが、幾つかお答えさせていただく。

澤海委員からは、経費の面で厳しくなったのではないかというご指摘もあった。先ほど少し触れたが、10分の10の補助率ということについては、地域活動支援事業に対する批判の中で、必要以上の経費を計上した取組になっている場合もあるのではないかという指摘もあったと聞いている。また、地域振興費の中で、合併した当時、町村で実施していたお祭りを各区で続けているが、その補助率の上限が10分の7なので、そこにそろえていくべきということも踏まえて、10分の7という補助率を設定させていただいたと考えている。

また、実施主体は、団体が行うのか市が行うのかということなので、団体が行うのであれば、市としては補助金として計上するという形になる。市として計上することであれば、地域にとって必要な取組かという査定を受ける形になると思う。

【白木会長】

今までは補助率10分の10、令和6年度以降から10分の1ずつ減らして、最終的には令和8年度で10分の7にするということの意図をきちんと明確にしてもらいたい。

北諏訪区でまつりっちは、中国雑技団を呼んだりして50万円くらいの補助金をいただいている。その時に、10分の7だと、澤海委員が懸念したように、10分の3はどうするのか。50万円かかるものは、50万円かかる。あとの15万は地元で払うの

か、その団体が個別で払うのかというところの意図が見えてこない。そのところはどうか。

【中村センター長】

補助金としては、もちろん10分の10あった方が、地元や実施される団体にとってはいいに越したことはないということは承知している。本当に必要な経費だけなのか、計上しなくてもいい部分が計上されているのではないかということが、地域活動支援事業に対する批判の中で出てきた。10分の10の補助はないだろうという指摘の中で、市の補助金は2分の1、3分の1も多くあるが、これまでの10分の10という経緯も含めた中で、10分の7に落ち着いたと聞いている。

【白木会長】

それが決まりなら仕方ない。ただ、冒頭に「地域活性化」と謳っている。地域活性化のためにどのようにすればいいかということが、第一義である。次の議題も「地域活性化の方向性について」である。その、地域活性化の具体性が全然出てこない。市長の話もそうだし、地域主権など地域、地域と言うが、それだけ予算化されていないということで、活動できる部分もできなくなってしまうという懸念がある。団体として。あくまで10分の7だということであれば、団体によっては十分な活動ができない部分も出てくる。どういうふうに取り捨するのか。その判断は市が行うわけだから、どのような形で取り捨していくのかも大変難しい部分である。そうすると、今までは10分の10でこれからが10分の7だと感情的な部分も出てくるので、そこは事務局も大変だろうが、皆さんがきちんと判断して理解できるような形で進めていただければと思う。

【中村センター長】

先ほどの澤海委員の質問で一つ回答が漏れていたの、回答させていただく。どの団体が実施するか、話し合う時間がないというご質問だったと思う。実施する団体も大事だと思うが、実施する内容だと思う。予算要求してから4月までの間に、団体が合併したとか、逆に団体が分かれたという可能性もあるので、例えば、予算要求の時にTMTだったのが、予算実施の段階でまちづくり振興会が要求することになったとしても、事業を引き継いでいることがきちんと確認できれば差し支えないと思っている。

また、地域活動支援事業は、区ごとで、これは認めやすいとか認めづらいとかがあったとして、地域協議会で審査して認めてきていただいたという経緯があり、ある種、大きい幹の部分は決まっていて、枝葉の部分は区の特性が出る状況であった。今後は、市

で査定するので、統一的なものになってしまうということは、ご理解いただかなければならないと考えている。

【白木会長】

他に質疑を求めるがなし。

以上で、「地域協議会会長会議について」の報告を終了とする。

次に**【協議事項】**地域活性化の方向性について、事務局へ説明を求める。

【小川係長】

- ・資料No.3 「「地域活性化の方向性」の検討について」に基づき説明

個性や特性を生かすために、課題を解消するために、現状をさらに良くするためにどうしていききたいかという部分について、次回ご意見をいただきたい。

また、9月25日発行の地域協議会だよりで、地域の皆さんからも意見を募集したいと考えている。

【白木会長】

説明に対し意見、質疑を求める。

【高橋副会長】

9月25日発行の地域協議会だよりで地域の皆さんからの意見募集は、具体的にどのようにお聞きするのか。

【小川係長】

各委員から出していただいた意見を掲載しつつ、魅力や特性、個性、次世代に残していききたいものについて、また、どうしていききたいかということについて、ご意見を聞かせてくださいということで、たよりに直接書き込めるようにしてFAXで送っていただくか、市ホームページから回答していただけるようにしたいと考えている。

【白木会長】

それでは、地域活性化の方向性は、次回以降も協議していくこととする。

次に「その他」について、事務局へ説明を求める。

【小川係長】

- ・次回協議会：10月6日（木）午後6時30分から

【白木会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。